

<p>宮嶋委員長</p>	<p style="text-align: right;">(13:25)</p> <p>そうしましたら、ただいまから議会運営委員会を開きます。 臨時会終了後、お疲れさまです。 ただいまの出席委員数は全員でございます。定足数に達していますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会します。 本日の議題につきましては、お手元に配付した次第のとおりであります。 なお、委員会条例第13条の規定により、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。また、この会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定により委員長が指名することになっておりますので、私のほうで後日会議録を確認させていただきます。 したがって、発言の際は挙手願ひ、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。 それでは、議題に入ります。 議題の1「議会運営申し送り事項について」であります。本件について事務局から説明を求めます。 事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>そうしましたら、私のほうから議会運営申し送り事項について、ご説明のほうをさせていただきたいと思ひます。 先ほどの本会議の中、いろいろと休憩をいただいて委員会も開いていただく中、この議会運営申し送り事項についてというのは先ほどの議会運営委員会でお配りさせていただいたものがございます。こちらのほうをお手元のほうにご用意いただければと思ひます。よろしいでしょうか。 そうしましたら、こちらの内容につきまして若干ではございますがご説明を進めさせていただきます。 まず、この議会運営申し送り事項につきましては先ほどもご説明申し上げましたが、この前の議会運営委員会におかれまして、様々な議会運営の内容につきまして申合せすべく、議論を重ねてこられたところでございますが、残念ながら任期中に全ての議論が整わず、申し合わせに至らなかった内容について、次の議会運営委員会においても協議を引き続き継続されるよう申し送りということで、決定をされたものでございます。 表紙のところでは議会運営申し送り事項について、①、②、③と3つ記しております。その後ろの資料がそれぞれ①、②、③と分けてそろえさせていただいておるかと思ひます。 まずこの申し送り事項についての①と②につきましては、それぞれ当時の議会運営委員の中、皆様からご意見として頂戴した内容でございます。 議会運営申し送り事項について③という3番目の資料につきましては、議会運営委員会におきまして検討されるに当たり、事務局として</p>

松井事務局長
つづき

協議用資料として整えたものでございます。

最終的に議会運営申し送り事項をまとめるに当たり、時間的な余裕もあまりなかったものでございますので、この申し送り事項について様々出たもの、これをまとめて一つのものにして送るというのも、少し時間も要したことから、当時の議会運営委員会におきまして、それぞれまとめられた3つの書類を全て次の議会運営委員会に申し送って、改めて検討されたいということでご決定いただきましたので、3つの種類の書類を一緒にしているところでございます。

この中でまず申し送り事項について、③、こちらの資料からちょっと説明のほうをさせていただきます。③としたものでございます。

こちらのほうは当時、ご検討いただく中で事務局のほうで協議資料として整えさせてもらったものの最終版でございまして、今の申し合わせになっているものもございしますが、木津川市議会の選出議員担当項目、5項目がありますが、幾つか項目のある中、それぞれが1個ずつ全員でやっても効率的ではないということもあって、幾つかの項目をそれぞれ委員間で担当を振り分けられて、項目のほうの協議を進められております。

木津川市議会のほうで担当された5項目の1点目、議会答弁のあり方、こちらにつきましては、内容はここに書いてあるとおりのものでございますが、その下、太枠で囲んであるところ、議会運営委員会において議長から意見等について管理者に伝えて、管理者の答弁もなされるようになった。引き続き、議長から正副管理者へ議会答弁については緊張感を持ってやることというようなことを伝えるということで、これは一定整理を見たという項目でございます。

2点目、傍聴規則の見直しでございます。

これも内容は箱に書いてあるとおりでございますが、一番下の箱書きのところです。具体的な見直しについて委員全員の一致とはなっていないが、現状のままで運用することではないという方向性は一致を見ていると。時代に合わない部分などは改善を行うこととして、今回は見直しを行わないものとするということで、前回の議会運営委員会では整理をされたところで、これについては、ですので、この時点での見直しというのは行われなかったというところでございます。

めくっていただきまして、2ページ目でございます。

一般質問通告締切日の設定、議案配付の前後どちらで行うかというような内容でございます。こちらのほうも下の箱書きになりますが、論点といたしまして、通告の締切日の設定によって、一般質問の内容と議案の内容が重なった場合に、それが質問の内容にちょっと影響するのではないかというようなご意見がある中で協議を進められたところでございますが、箱書きの中、一般質問の内容が議案の内容に関わったとしても、そのことを問うものではない。現状を踏襲して実施するというので、こちらにつきましては、今、議会運営申し合わせ事項、先ほどお決めいただきました申し合わせ事項のほうに、一般質問のやり方については別途まとめられているところでございますので、その内容で行うということで整理されたことでございます。

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>次に、非常時における議会活動について、こちらについて、非常時の対応についても整理するべきというご意見を基に進められましたが、まずは下の箱書きですね、事務局にて先進事例等を整理されたいと。特に精華町議会のほうは、既に施行をしてそういった体制も整えておるので参考にできるということで、ご意見をいただいております。</p> <p>先進事例等を参考に検討するものとして改選後の議会運営委員会に申し送るものとするということで、これも前回の委員会ではご決定には至らなかったという内容でございます。</p> <p>続きまして3ページをお願いします。</p> <p>3ページ目、まず1点目、議会ホームページの作成と運用、議会の広聴広報の検討についてということで、様々また議論をいただいたところでございます。</p> <p>下に箱書き2つございますが、まず上の箱書きになります。議会のホームページについては本日の委員会における意見等を事務局でまとめ、本年度の予算の範囲内で作成することとする。次回の議会運営委員会で事務局から進捗状況を報告するというので、ホームページのほうの作成については、先ほど本会議のご質問でもございましたが、令和4年度にまずは策定のほうを行ったところでございます。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>すみません、少しだけ質問なんですけど、この丸で書いて、議会ホームページの作成と運用、議会の広聴広報の検討についてと書かれているんですけど、ここの部分が問題提起の部分なんですよね。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>はい。これが議論した項目ということになります。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>恐らく問題提起をした方がおられて、ホームページをこうするべきじゃないかとかそういう提案があった上での議論ですね。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>はい。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>そこの問題提起のところがちょっとよく分からなくて、この書き方では。例えば一般質問通告締切日の設定についてだけでは、今までの一般質問通告締切日の設定にどんな不具合があったのかとか、どうすべきという提案があったかとかいうのがちょっとこの書き方では分からなくて、もうちょっと丁寧に説明していただけると、この非常時における議会活動についても、どんな提案があったのか見えない。答えだけ書いていても。どういうところに問題があると思って提案されたかというところがちょっと分からない書き方になっているので、説明が要るのかなと思うんですけど。</p>

宮嶋委員長	<p>ちょっと待って。一応、「委員長」と手を挙げていただくということが一番最初に言いましたので、そのルールは守ってくださいね。谷口さんの話で。では、佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>今の疑問については、全部にかかるか分かりませんが、今説明したのは申し送り事項③なんだけども、②に関して、ちょっと量が増えますけども、②を読んでいただければ、今疑問があったように、どういう問題意識からこの問題が提起されて、どんな議論があって、さらに何がテーマというか課題として残っているのかというのが、それを簡潔にですけども、前回のは書いてませんけども、読んだら分かるくらいのものとしては書かれていますので。</p>
谷口委員	<p>②と③はつながっているんですね。</p>
佐々木副委員長	<p>①、②、③は基本的に同じものです。どちらかという、③は基本的に事務局が簡潔に整理してもらったのが③です。①が木津川市側から、要は申し送り提案ですね。②が精華町側というか精華町の前の議員さんからの提起ということで、一応それ、このときも一個にまとめようかという話もあったんですけども、それぞれ言っていることあるので、それは3つとも申し送りにしようという話になっているんですけども、項目については同じことを言ってますので、そこが読み込んでいただければ分かるかなと。</p>
谷口委員	<p>分かりました。ちょっと読めてなかったの。</p>
宮嶋委員長	<p>よろしいですか。いろいろ疑問もあろうかと思いますが、取りあえず最初の説明を聞いていただいて、疑問点は出していただくということと、今日自身はこの中身を議論しようというのではありませんので、後で疑問点を整理していただいて次回の日程を決めたいというふうに思っています。</p> <p>では、引き続き事務局長、お願いいたします。</p>
松井事務局長	<p>それでは、私のほうから引き続きご説明をさせていただきます。</p> <p>ちょっとご意見もありましたので、まずはちょっと要点だけの話ということになりますが、まずはちょっと流れで説明をさせていただきます。</p> <p>続きまして、資料のほう、すみません、③の3ページに戻っていただきまして、議会ホームページの作成と運用、議会の広聴広報の検討についてという議題で議論をいただいた内容、その前回の議会運営</p>

松井事務局長
つづき

委員会で見た結果の部分が下の箱書きになってございまして、上の箱書きについては先ほど申し上げたように、一定本年度の範囲内、いわゆる令和4年度の範囲内で作成するということがまとめられ、2月の議会運営委員会で、一般住民目線での内容の仕上げに努められたい、議員名簿の連絡先等の記載については各議員の希望による内容とする、会議録は委員会も掲載するというようなことが決定されて、今このような運用を令和4年度末に開始をさせてもらったというところでございます。

続きまして、4ページ目になります。

こちらは項目分担いただいた精華町議会選出議員のほうで担当いただいた内容が3項目ということで、役職選出の考え方案ということで、これは正副議長、正副委員長の出し方というようなことの内容でございまして、箱書きのほう、議会運営委員会の正副委員長は正副議長と交差する、監査委員は2年の任期とすると、それが取り決められて、今申し合わせ事項になっているというようなことが議論としてされたという内容でございまして。

5ページ目でございます。

5ページ目は特別委員会の活用案というテーマでございます。

こちらのほうは、現段階では、我々組合議会、今日も臨時会1日の会期でやっておりますけれども、本会議主義というような体制で行っているところでございます。ですので、議案審議は全て本会議のほうで諮られて質疑等を行うという内容でございまして、委員会条例にある特別委員会を設置して議案審査や委員会審査、これを導入してはどうかというご議論でございました。

こちらのほうが下の箱書きのほうになりますけれども、木津川市議会の意見としては、数20人のうち17対3人というのがありますが、本会議主義がよいという結果であったと。議会のほうで議論いただくに当たって木津川市議会は市議会のほうの意見を取りまとめたということがございまして、このような確認をされたところでございます。

主な理由は、本組合は最少の費用でゴミ焼却事業の最大の効果を得ることが目的であり、予算規模も限られているというようなことから、そういった本会議主義でよいというご意見であったということでございます。

質疑における自己の意見については、意見だけを述べて終わることなく、質疑を行うことを前提としたものであればあり得ると、いわゆる議会会議規則の中で、質疑の中に自己の意見を述べてはならないというような規定がございまして、そのあたりの解釈、運用、この辺について関わってのご意見ということでございます。

最終的には、現時点で意見を一致させることは困難なため、今後の課題とするということで、まとめるには至らなかったという内容でございまして。

最後、6ページ目でございます。

6ページ目の上につきましては申し合わせ事項の案ということで、

松井事務局長
つづき

この取りまとめを最終的に行うに当たって申し合わせをどのようにするか整理をされる中で、本日、先にいろいろな決定をいただいたときに、議会運営申し合わせ事項、こちらのほうはお示しさせていただきましたが、あれが前回決められた内容で、それのたたき案からこういうふうに整理をされたという内容でございます。

あと、最終その他特筆事項ということで点々で囲んでおりますけども、これらにそれ以外の項目ということで、まず1点目、1つ目は必要に応じて各市町議会の確認を取ることはよい、方法等は各議会に任せる。いわゆるここで来ているメンバーだけで決めるのか、それとも大きな議会としての課題であるので、それぞれの市町の議会の意見も参考に進めていくのかというようなご意見については、各議会に任せるというようなことでございます。

1つ飛ばしまして、3つ目の点です。議会での議論の結果については数による結果だけでなく、その理由等を説明されたいということで、しっかりと論点をまとめた議論を行っていただきたいというご意見でございます。

あとは、予算決算に関しては想定される質問に対する項目を記載しておくこととか、今日の本会議でご意見いただいた内容、こういったものが全ていろいろな意見として出されたものを資料としてまとめたところでございます。一番下の箱書きになります。議会運営委員会での議論が継承されるように、申し送り事項などを整理されたいということでおまとめいただきましたので、この申し送り事項ということでお示しさせていただいているところでございます。

ちょっと順序が逆になりましたので、分かりにくい点もあったかもしれませんが、それに関しまして、この議会の申し送り事項①と②というのが、それぞれ議会運営委員会の委員の皆様方に意見としてご発案をお願いしたところ、2つの意見が出てきたというところがございます。

1点目につきましては、委員のほうから出てきたものをほぼ原文のままこういう形で整理をさせていただいておりますけども、次回に申し送って、次期議会運営委員会における協議の際は会議録等により協議経過を確認の上、実施されるよう留意されたいということで、先ほどありましたようなこの経過、これらもしっかり踏まえた上で進めてくださいというようなことをお願いされている文章というのが前書きでございます。

記として、意見としては4点まとめられております。

傍聴規則は、市民・町民に開かれた議会として、最小限の決まりとするよう改正するというご意見でございます。

あと、当初予算と決算の審議は本会議のみで行うか、委員会をつくり委員会に付託して審議するかは、継続して検討課題とする。なお、審議を深めるために予算附属資料、成果の報告書の充実を求める。

3つ目、議会運営申し合わせ事項については構成市町の議会の例を参考に、順次つけ加えていき、スムーズな議会の運営を図る。

4点目、提出議案については必要に応じて参考資料を添付し、議案

松井事務局長
つづき

のポイントや形成過程が分かるよう努めることを求めるというのを、まず一つの意見としてご提出をいただいたところでございます。

次に、申し送り事項についての②でございます。

こちらにも議会運営委員会の委員の中から発案いただいた意見をそのまま原文のまま整理したものでございます。

全文はすみません、申し上げますと時間もあれですので、まずは基本的姿勢ということで全文まとめられております。

2ページ目につきまして、ここから、先ほど副委員長からもございましたが、それぞれの議論の中で経過も含めた中でのご提案なんかも入れていただいているところでございます。

議会答弁のあり方については、上に規定の内容が書かれており、下のほう中頃に3行目の後、そのことから、議員の議案質疑、一般質問に対し原則管理者、副管理者が答弁し、それを補う形で他の出席者が答弁すべきであります。議長から全協での意見について管理者に伝えられ、管理者の答弁もなされるようになったということで、これはさきほどまとまった意見であったということでございます。

傍聴規則の見直しについては様々議論があり、その議論についていろいろ中身を整理をいただいております。

このような案件が様々あった中で最終的にはまとまらなかったというのが、前回の議会運営委員会の結果でございます。

下、一般質問の締切日設定というところでございます。

これもそれぞれ両市町議会ともそういう締切日は設定しているけども、その整理についてどうだという内容でございます。

下から3行目、上のいわゆる理由があって上記のことから当面は今以上の日程調整はしないこととしたと、同時に、議案配布より質問の通告締切日が早くなっている現状から、質問通告と同内容の議案質疑をすることは妨げないことが確認されたとなつてございます。

すみません、次に3ページ目でございます。

非常時における議会活動でございます。

こちらのほうは、趣旨といたしましては上から4行目になります。

提起の趣旨は、コロナ禍でも問われたが、非常時に公的セクターが困っている住民から逃げられない、むしろ積極的に関わるべき立場である。議会も住民代表機関としての責務を果たす必要がある。執行権に全面的に委ねることではない。しかし、熊本地震の際に発生したように、個々の議員がばらばらに災害対策本部にどうのこうのという行動をすることが混乱させた教訓から、非常時に委員がどのような行動を取ることがふさわしいのかをあらかじめルール化しておく必要があるというようなことであります。

次は飛ばしますが、これらの事態を想定した議会ルールを確立しておくことが本来の提起趣旨であることが説明され、合意した。これらの場合、どのような議会活動を想定している先例があるのかを事務局が調査することになった。早急な検討が求められているということで、そういった先進事例を探しながら進めていくことという内容でまとめられたものでございます。

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>議会ホームページの作成と運用と広報広聴につきましては、組合ホームページの改善提案が出されて進めていったというものでございます。</p> <p>4ページ目にわたっていただいて、箱書きで書いてあるようなことをしていくべきではないかというようなご議論がある中で、最終的には今、令和4年度末に現在の組合ホームページで公開しているような内容で議会のページというのを構築させていただきました。</p> <p>ただ、その下にもありますが、今年度の改定は予算の範囲という制約があるが、来年度以降も必要に応じて改善することが望ましい。その際の基本的観点は組合自体と議会の説明責任を果たす情報発信、住民の関心を高める視点、広聴など意見聴取の視点、検索機能など住民によるウォッチング可能な機能の視点などに沿った検討が求められるというようなご意見でございます。</p> <p>役員選出の考え方は申し合わせとしてございました。</p> <p>特別委員会については先ほど申し上げたように様々な議論がありましたが、今はまだ一致に至っていないというところでございます。</p> <p>あと、最後のほうになります。最終ページの6行目以降ですか、ただし以降、ただし、議会の本来の存在意義である住民意思の反映や慎重審議の環境を整備するためには、次のことが必要との意見があったと。議案提出に当たっては議案本体だけでなく、その議案の狙い、効果、影響、ポイントなどを容易に理解できる参考資料を添付、個々の議員からの事前の議案ヒアリングの機会の確保、もしくは説明を求める複数の議員に対する説明の場の設定、本会議での審議範囲を例えば項や目ごとに限定することで実質的な委員会審査に近い環境をつくる、これは予算に関しての話です。このことが論点ぼけや答弁漏れを防止することにもなる。審議進行により必要と判断した場合の会議規則に基づく4回目発言の議長裁定。令和5年第1回定例会に関しては上記のうち参考資料の追加提出は、本会議の前日まで作成し届けることとして実施をいたしました。他の項目は個々の議員の判断とされ、仕組みとしては確認されていない。例えば複数議員が日時を指定し事務局に説明を求める機会を確保することに関しては事務局から避けてほしいと消極的な反応があったというようなことで、意見をすり合わせ最終合意には至らなかったということ、ご意見があったということをもとめていただいた資料とされたところでございます。</p> <p>ですので、まずは結果に基づいての申し送り事項を整えられたということですので、本日はまずこういった資料を今の議会運営委員の皆様にご提示させていただいて、今後これに関して、いわゆる原点の部分等の確認作業等も含めて、議会運営委員会で議論を進めていただく必要があらうかと思っておりますので、そのあたり、またご議論のほう深めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今説明をいただきましたが、疑問な点などがあれば出していただい</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>たらと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それで、次の定例会が11月です。それまでは少し時間がありますが、今問題が提起されている8項目についてできるだけ合意を見て、改正が必要な、具体的に議会を開いて改正が必要なものは11月に合わせて、臨時議会を開かない限りは11月に合わせて条例改正等をやってもらおうということになりますので、それまでに議会運営委員会でできる限り全体の合意になるような、この申し送り事項の線に沿って確認をしていきたいと思うんです。</p> <p>といってももう6月はそれぞれの定例会が入っていますから、今も始まる前にちょっと日程調整をしていますが、どうしてもやっぱり7月にならざるを得ないかと思っております。もしよければ、次回の日程を今日は確認をいただいて、終わりにしたいと思っておりますが、具体的に日程案を提案させてもらったほうが早いかと思います。</p> <p>それで、木津川市議会の場合は議会が6月30日まであります。終わってから7月3日、6日、10日に広報編集委員会が予定されておりますので、それ以外の日程でいうと4日、5日、7日が一つの候補としては上がるんですが、精華町議会がまだ最終日程が決まっていないように聞いておりますので、ここで決定してしまいますと精華町議会の日程を拘束することにもなりますので、2つないしは3つの案を決めておいて、できるだけそこを外していただくように精華町議会でもご努力いただいて、議会運営委員会、この議会の議会運営委員会の日程を決めたいと思うんですが、いかがでしょうか。先ほど言いました4日、5日、7日のどれかです。今は、これは議会の日程ですが、それぞれ委員さんの個人的なといいますか、それぞれのご予定もありますから、聞かせていただいた上ですけれども、いかがでしょうか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>まだちょっと来週の議運、また相談することになるんですけども、5日は外してもらったらありがたいです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>5日は外す。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>はい。4日、7日は今のところ分からないんですけども、可能性としてうちの広報編集が入ってくるとしても、こちらの会議を多分昼からやっていただければ、もしかしたら時間差ができるかもしれないので、できたら会議セットを昼からにしてもらったら、4日にしても7日にしても、していただければありがたいと思います。</p>

宮嶋委員長	山本さん。
山本委員	<p>今のおおむねできない日というのが決まってきましたが、最終的に事務局で各市町の議会の事務局に問い合わせしてもらって調整というのが一番確実かとは思いますが、どうでしょうか。ここでなかなか議運のメンバーで決めるというのは、まだ予定が先にありますので、事務局同士で調整していただくという案でどうでしょうか。</p>
宮嶋委員長	<p>いいですか。この委員会を始める前に、一応木津川市議会事務局に広報編集委員会の日程以外の日程について確認しましたが、今のところはないということでしたので、我々も全く日程が定まらな中で活動できませんので、今、佐々木さんからあったように、4日ないし7日の午後ということで、まずは皆さん方の日程の中にそれを入れていただいて、もちろんそれぞれ議会の中で、いやどうしてもこの日だということになったら仕方ありませんが、なければ環境施設組合議会の議会運営委員会を考えているのでというふうに言うていただいて、調整ができるものは調整していただくということで、どうでしょうか。そうしなければ、次の7月10日がまた広報編集委員会が入りますので、木津川市、7月11日からの週ということで、7月も半ばになってきますと、まだ分かりませんが、それぞれの議会で会派の研修だとかいろいろな研修会の日程とか入ってくるかなと思うので、できるだけ議会が終わった最初の週、10日ぐらいまでが進めやすいのかなと思ったりもしているんですが、いかがでしょうか。</p> <p>はい、議長。</p>
森田議長	7月4日から11日まで長期出張がありまして。
宮嶋委員長	11日まで、4日から。はい。どうでしょうか。そういうのがありますので。そしたら、12日、13日、14日の3日間の中では皆さんのご予定でどうでしょうか。
山本委員	今のところは個人的なのはないですから、議運でやるというのを先にある程度提示してもらえば、個人の日程は極力控えるという方向でできると思いますけど。
宮嶋委員長	<p>先ほどは、佐々木さんのほうからは、ほかの予定が入るかも分からないので午後でどうだろうかという提案がありましたけれども、12日、13日、14日であれば午前でも可能なんではないでしょうか。</p> <p>はい。</p>

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>それまでの、何とも言えないけど、要するに今出された何項目かありますよね、それを次回の委員会で全部やるのか、計画的に次々回で例えば半分ずつ分けてやるかによっては、進行状況が変わってくると思うので、そこはちょっと運営の仕方によるだろうとは思って、ただ、もし次回で全部のことをやるんだったら、多分午前中では無理だろうと思うので、そこは計画的にやったほうがいいかなという気はしています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>これは前回までの経過からの思いであります、1回では多分無理だろうというふうに思います。それで、できれば7月中に基本的な整理をするという意味で、できれば、時間をどれくらい取るかは議論の中身ですが、2回程度は取っておいたほうがいいのかなと。その上でさらに具体化するための、例えば規則をつくり直すということになったら具体的には規則案をつくらなあかんわけですから、そうなるとうちよっとまた日を置いてということになるので、どうでしょうかね。</p>
<p>山本委員</p>	<p>まずは1日でやるという前提でまずは日程を組んで、それからいろいろ課題が出てきたらまたやるということで私はいいと思うんですけどね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>皆さんお忙しいから1日ぐらいでというふうにはお思いかと思いませんし。</p>
<p>山本委員</p>	<p>そうですよ。延びたら時間またいで、まずは1日で協議してもらって。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それは午前から始めて午後もかかりますよという意味ですか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>含めて1日という意味です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>正直、1日議論するといったらなかなか大変は大変ですけどね。頭を冷やすというわけじゃないけど、ちょっと視点を変えるという意味でも時間を分けたほうがいいかなというふうには思いますが。まあまあ、それは実際にやってみないと分からないですが。 事務局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>今のご議論の中で、ただいまの12日、13日、14日の日程でい</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>きますと、13日に関しては午前中にこちら小学校の見学対応、既に申込みを受けておりまして、そちらのほうを優先させていただきたいと思っておりますので、ちょっと職員の体制が取れませんので、13日の午前中、ここは外していただければありがたいと思っております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>では、この頃というのはほかの議会の日程、先ほどあった精華町の議会というのは何か入ってきますか。 松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>私もちょっと議会監査に入っていて、その日程が全く分からないので、先ほどどなたかからあったみたいに、日程が示されたときには、実はこちらのほうで会議が予定されていますということは申し上げたいというふうには思っておりますけども、なかなかこの日がベストですということが言い切れないのがあって、予定ということでは立てていただいたらいいと思うんですが、そのあたりもちょっときめ細かく日程調整をお願いできたらなというふうには思っております。</p> <p>1日かけてやるか、何回かに分けてやるかという点ですが、取りあえず一回開いてみませんか、というふうには議論をしてどう結論に導いていくのかというのには、やっぱり1日では無理だろうというふうにも思いますので、そこら辺のまとめ方の定義も、一番最初のお示しいただければありがたいかなと。絶対これは結論として導くべき問題やというふうな話になるのか、取りあえずここまでやって、この次もう一回議論しましょうということになるのか、そこら辺ちょっと分かりませんので、取りあえず、まず1回目いつやるかというところあたりを明確にいただければ、日程調整をお願いできればというふうには思っております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>そしたら、この委員会としての日程を決めていただいて、それをそれぞれ議会との関係、またそれぞれの議員活動の中でこの日はこういう予定があるのでということをお願いして、調整いただくということでもいいですと、7月12日というのが早い日なので、後にずらすよりも早いところで12日の午前からやらせてもらうということはどうでしょうか。精華町と木津川市議会とでは午前の始まり時間がちょっと違うんですが、9時半からということによれば12日の9時半からと、それで、午後にまたがるかどうかはそのときの判断ですが、また別の日を取るということもありますので、取りあえず7月12日の午前9時半から午前中をめどにやると。残った課題や整理しなあかんのはできるだけ7月にもう一度持つということぐらいでいかがでしょうか。</p>
<p>松田委員</p>	<p>はい、結構です。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>では、7月12日午前9時半からこの場所で議会運営委員会を開くということとして決めたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では、そうさせていただきます。</p> <p>あと、今日ご説明いただいたこと以外のこと、以外というか、これをさらに何か深めるということで皆さんからご質問やご意見等がありましたら、事務局のほうへ尋ねてもらおうとか、それぞれ選出の木津川市議会、精華町議会でこれまでの議論の様子をまた同僚議員に聞いてもらう、それから、ホームページには議会運営委員会の会議録、議事録が全部アップされておりますので、必要ならばそれを見ていただくということで深めていただくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木副委員長</p>	<p>幾つかこの間の過去の例からもお願いしたこと、今、委員長からあったように、この議会運営委員会は去年の11月29日やったかな、にできていますから、会議録は11月29日から12月、1月、2月とまであります。それはできたら目を通しておいてもらいたいと思います。経緯が分かりますので目を通しておいてくださいと思うのが1点です。もしそのデータで欲しいとかいうのがあったら事務局からそれは送ってもらうようにして、皆さんが読みやすいような、データがいいのかプリントがいいのか分かりませんが、それはちょっと事務的な手続をお願いしてもらったらいかなと思っています。</p> <p>2点目は、これはこの間の議論で感じているんだけど、木津川市議会さんも精華町議会もですけども、すばらしい議会基本条例を持っているんです。見ましたけども、読みましたけども、ただ、ちょっと固有名詞は言いませんが、そのお互いの議会基本条例に背くような発言がしばしば出てくるんですよ。それはできるだけ避けてほしいと。それぞれの議会基本条例が皆さんが認めているにもかかわらず、それと違うような発言が出るのはちょっとどうかなという気もしますので、基本的には2つの市町の議会の議会基本条例の理念に沿ったような形で議論すれば比較的まとまりやすいのではないかというのが2点目です。</p> <p>3点目については、これ、もう一日、日程を決めたほうが良いという提案なんだけど、次の7月12日を成功というか有意義な会議にするためには、事前準備が要るんですよ。もちろん今あった引継ぎ事項をやらなあかんのけども、これを決めたのは2月なんですよ。2月8日の段階で申し合わせを決めているんだけど、それ以降、皆さんご存じのように国のレベルでいろんな動きが今ありますね、議会関係で。例えば去年の臨時国会で地方自治法第92条の関係</p>

佐々木
副委員長
つづき

の請負禁止が緩和されましたよね。議員が要するに、例えば議員が属する自治体から注文を受けたらあかんということで、それが緩和されましたよね。条件付きでオーケーになっているんですよ。

ただ、それについて全国町村議長会は透明性を確保せえという通知がきているんです。つまり、該当する議員が発注を受けることがあったとしても、その発注内容を明らかにするような条例整備をすべきだというのが議長会の考え方です。簡単に言えば。それをどうするのか、うちの議会ですね。2つ考え方があって、1個の考え方は、もう法律で認められたので何も関与するなど、やらしておけという考え方と、やっぱり自分が議員をやっているところの自治体から発注を受けるんだったら、要するに契約で利益を生むわけだから、そのことを透明性を確保しないと、その議員の判断でおかしくなるんちゃうかという懸念があったら透明性を確保するという制度運営になるんじゃないかという話になるわけですね。

もう一個は、これも先月かな、いわゆるオンライン本会議は従来駄目だという総務省の見解があったんですね。委員会はいいけども、オンラインの本会議は駄目だというのが3年前の見解なんだけど、それが変わって、一般質問に関してはオンラインでもいいよというふうに変わりましたよね、見解が。それをどうするかという検討もしなあかん。

特に今日説明があった非常時の対応で、私は精華町議会もコロナとかに感染したとか濃厚接触になって出てこれないとか、そういうところで今想定をしているんだけど、その後、いろんな動きの中で出てきたのは、例えば今議会でも産休制度がありますね。場合によっては産休中の議員さんが自宅から会議に参加できる条件を整備したらどうかという議会も一部出てきているわけです。

つまり、非常時という感染とか災害時だけじゃなしに、できるだけ議員の多様性というか、いろんな議員が出てきて、その方々が議会活動に参加できるような条件をどうするかという議論をされているので、そういったものはどうかという話もあるし、だから、当然この申し送りされている事項は検討するんだけど、それ以外に幾つかもし新たな提案があるんだったら、それもそれでテーブルにのせたほうがいいと思うので、7月中に、ですからできたら6月の下旬ぐらいまでに追加提案等があるんだったら、それは一旦受け付けたほうがいいんじゃないかという気はしているところです。

なかなかしょっちゅう開ける会議でないの、そこはしっかりとやっていかなあかんというふうに思っています。例えば、例でいえば、この間、傍聴規則の議論があったんだけど、よく考えたら傍聴規則を変えても会議規則の中に議員の携行品が駄目と書いてあるんですよ。今、私らは違反してるんですよ、形式に見れば。どう書いてあるかというと、会議規則の第103条には、帽子、外套、襟巻、杖、傘、写真機、録音機、駄目となっているんですよ。皆さん持っていますよね、写真機、録音機。スマホ持ってるから全部持ってます。アウトですよ。違反行為をやっているんです、今。

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>その違反行為をどうするかという問題もあるし、実際、精華町議会の中にもいわゆる病気治療の関係で帽子着用を許してほしいという方はいらっしゃる。そういうことはありますよね。一応これは議長の許可があればと書いてあるんだけど、原則駄目ということですよ。原則駄目だけど、例外で議長の許可があったらオーケーという規定だから、これを原則駄目にしておくのか、ある程度緩和して原則オーケーにするのかというので、そういった、何回も言うけども、議会の多様性を追求しようと思ったら、いろんな人がいるということでしょう。足の悪い人、がんにかかっている人、治療中の方、妊婦さんと、いろんな人がいるということですよ。そういう方がいることを前提に今の会議規則なりがいいのかどうかという問題は出てきますので、そこについてももし追加提案があるんだったらお願いしたいということ、もう一個は、大体の議会では議会運営委員会と広報広聴委員会は別々にあると思うんですけども、うちはそんないろんな委員会をつくるだけの人数がないので、事実上、この議会運営委員会が広報広聴委員会の役割を果たすということになってくるだろうと思うんですね。</p> <p>私も議会でいろいろ言うことは言いますが、やっぱりやることはやらなあかんと思っています。だから一定事務的なことは事務局にお願いするけども、それ以外の議員が考えなあかんこと、議員が案をつくらなあかんことというのは、それまで事務局へ丸投げするのは間違っていると思っていますので、そこは自ら自身が案をつくって検討をするというような姿勢にならないと、なかなか前向きな議論はできないのではないかと思いますので、だから、多種多様な任務を持ってしまうことになるんだけど、そういったことも含めて積極的な提案をお願いしたいということと、さっきあった7月12日以前のできれば2週間ぐらい前に追加なり、または疑問なり、新たな提起なりがあるんだったら出してくださいと、もし一緒に議論できるんだったら一緒に議論したらいいし、そこは。論点整理の関係上、10日か2週間ぐらい欲しいなと思うので、できたら6月の二十何日かぐらいまでの、約1か月間後、今から1か月間ぐらいにいろいろ見てもらって読んでもらって研究してもらって、ちょっと提案をお願いできればというふうに思っているところです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今の佐々木副委員長から検討課題になっている8項目以外の追加の検討課題についての提案がありました。いかがですか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>申し送り事項8項目、これはまず1日、7月12日に寄っていただいてということですが、これは何日かかるかもしれない、話がどうなるか、そのような状況の中でさらに追加していくと。いろいろ緊急性のある議案についてはやっていくべしだけれども、そもそもこの申合</p>

<p>山本委員 つづき</p>	<p>せ事項自体が日数がどこまで詰めていくかによって変わってくるという状況の中で、果たしてそれを追加議案もやっていくべしか、例えば議員の透明性、職業ですね、兼職についても、これは各自自治体でまずは決めていただくと。我々は一部事務組合です。各自自治体から派遣されてやっている組合です。だから、あまり自治体で検討されることをこの一部事務組合までやっていくのはどうかと、私はそういう考えで思っています。大体、申し送り事項、何日かかるか、初日の話合いにもよるんですが、どれぐらいかかるか分からないという中で、さらに追加していくというのは、それほどの負担を我々はこなしていけるのか、甚だ疑問ですね。それは議員としての資格がないとか言われるのは当然、しかし我々は、自分が派遣されました自治体の議員でもあります。そちらのほうも議員として業務があります。私はそちらも優先しなければいけないですし、そういう考えでいます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと待ってね。佐々木さんの提案に対して今山本さんが意見を述べられましたが、ほか、ご意見お持ちの方おられますか。 松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>どういうふうに言うていいのかわかりませんが、先ほど佐々木副委員長から提案がありました。それこそ透明性の問題とか、議員の、いったこともありましたけども、だから私は副委員長にお願いしたいのは、今、言われてきたような提案事項を一定これからやっぴりこういう課題がまだありますよとか、今の動きの中でこういう課題が出てきましたとかいうはお話もあったと思うんですけども、そういうことを先ほどおっしゃいましたけども、6月の何日かまでにそういう、これからやったらいいことがもしあれば、出していただけたらどうですかというお話がありましたけども、まず副委員長が今お話しされたようなことをちょっとまとめて、せめて次の議運のときにお示しいただいたら、これはどうしても必要やねとか、これはちょっと先に延ばしましょうとか、そういう判断ができると思いますので、まずその点をお示しいただいた上で、この委員会としてまず優先順位をつけて議論をしていただくということにも、この申し送り事項の件は最優先事項だと思いますけども、それに加えて各委員が一回いろいろ出してきたら、それこそ、それを整理するのも大変だろうと思いますし、今、副委員長が言われたようなことはまとめてお示しいただけたらどうかというふうに思うんですけど。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、佐々木さんの提案に対してご意見ありますか。よろしいですか。まださらに加えてですか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>今の意見に対して。</p>

宮嶋委員長	今の意見というのは松田さんのという意味。
山本委員	そうです。
宮嶋委員長	<p>ちょっと待ってください。佐々木さんの最初の提案に対しては、今、山本さんと松田さんから意見いただきましたけど、ほかの方はよろしいですか。</p> <p>では、最初に佐々木さんから手が挙がっていましたか。</p>
佐々木副委員長	<p>一つは、新たな課題として私、言っているわけではなくて、さっきもあったように、傍聴規則の議論をやってきたわけです。そこで、これは傍聴者に関するルールでしょう。でも、それを検討していったら何か会議規則にも今度は議員を縛る規則があるぞと、同じような中身で。と気づいたので、それはもう共通事項だと思うんですよ。傍聴者に許して議員はそのまま拘束するのかと、その逆も変な話だから、議員も傍聴者も同じ土俵にのってこの議会に参画できるような状況をつくったらどうかということで、まだ、まとめるならまとめますけども、傍聴規則の見直しの作業の中で同じようなルールがある、今言った会議規則第103条かな、のほうも同じ理念で議論すれば、それは逆に言えば早く決着がつくんじゃないかということで、いわゆる共通性があるよということで申し上げたのが1点です。</p> <p>もう一点は、先ほどおっしゃられた木津川市、精華町の本体がある、それはそのとおりだけでも、ただ、さっき言った議員の兼職禁止の緩和というのは、ほっとけばブラックボックス化するんですよ。つまり、私らの誰かが受注しても何の問題もないわけですよ。年間300万円までは何の問題もないんですよ。誰も知らないですよ、誰も知ることができませんよ。議会が議決して全部の契約先を全部開示せえということをするんだったら話は別かもしれないけども、そうしない限り誰も知らないまま議員さんがそういう契約関係に立つ可能性がある。これ、法的に認められているからやっちゃいかんとは言わないよ。言わないけども、そういう事実があるんだったらそれは一定透明性にしておいて、公明正大に堂々とやってもらったほうがいいんじゃないかということをお願いするだけなので、そういうことです。</p> <p>もちろん、木津川市、精華町がどうするかという問題はあるので、そこはそこで議論してもらったらいと思いますけど、一個違うのは、私らは木津川市、精華町から派遣されているという言い方が正しいかどうかは分からないけども、ここの一部事務組合も一個の自治体なんです。いわゆる木津川市、精華町は法律用語でいうと普通公共団体ですね。ここは特別公共団体です。という法律上の名前が違うけども一個の自治体なんです、ここが。だから、木津川市や精華町で決めたことがイコールここになるわけではないです。やっぱり同じことをし</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>ようと思ったらこの議会で条例つくらなあかんですよ。条例の話、別の団体です。そこは履き違えたらいかんのですよ。別の団体だから、同時でなくてもいいんですよ。その検討は別に7月にやっちゃえと私は言ってないから、例えば木津川市議会、精華町議会が秋にかけてこの議論をすとなったら、それに合わせて同時並行でやったらいいと思うんだけど、何もやらないというか、木津川市、精華町が決めたから自動的にうちに適用されるわけでも何でもないの、うちはうちらで独自にルールをつくるなり条例改正するなりをしないと、何の効果も発生しないということです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>少しまとめさせてもらいますが、一つは、7月12日に議論をするに当たっては今材料が提案されていますので、それをそれぞれのところでご判断いただくということと同時に、佐々木さんが言われた派生する問題というのはありますので、それについては少し気がついた部分、こういう問題もこの1番の議論をしていくときにこういう問題もあるのではないかと、その指摘はやはり事前しておく必要があるかと思えます。</p> <p>それから、この8つ以外の問題については、これも8つに絞り込んでということからスタートしたわけですから、ほかにも課題はあるんだろうと思えます。その緊急性や、その判断も必要になってくるから、皆さんが感じのことは出していただくという点では何ら問題はないかなというふうに思えます。だから、出していただいて、それを事前に7月12日までに見ていただいて、8つの議論をする中でさらに11月までにここをやっておこうということであれば、それはすると。ただ、もうこの8つで今回は終わりにしようということであれば、それはやり切ってしまうということなんだろうと思うので、今、佐々木さんが言われたような、一つは8つのことに派生する問題点の整理、それから新たに検討すべきではないかという問題、これについてはそれぞれ委員さんから日を決めていただいて、出していただいて、12日の当日ではなくて、それまでに事務局のほうから全委員のほうへ返していただいて、それをもって12日に臨んでいただくということにするということではいかがでしょうか。新たな問題が既に決まったこととしてやるということではなくて、それをもって12日以降の議論の中で決めていくということなんですが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>基本はやはり申し送り事項を基本とすると。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>そうです、そうです。</p>

山本委員	これを基本とすると。そして関連があればそれまでに各委員が提案してもらおうと、それを次回の12日はそれもこんなのがありましたという案を発表してもらおうというか提案してもらおうということで、あくまでもこの申し送り事項をまず優先的に審議するという理解でよろしいですか。
宮嶋委員長	<p>はい、それで結構です。それで、それぞれの議会日程もあろうかと思うんですが、6月23日ですか、金曜日になりますかね、6月23日。では、今日からほぼ1か月後ぐらいになりますので、6月23日までに今提案のあった一つは8つの項目に派生することとして検討すべき課題ではないかという問題の指摘と、さらに8つ以外のことについても緊急性がある問題としてやるべきではないかという、この2点に絞って事務局のほうに出していただいて、それを整理いただいて、また事務局のほうで次の週のいずれかに整理ができた段階で全委員に送っていただくということではいけますかね。</p> <p>では、事務局のほうでもそれができるといえることですので、そうしていただくということではよろしいですか。</p> <p>そしたら、ほかよろしいですか。</p> <p>事務局長。</p>
松井事務局長	7月12日の午前中に次回議会運営委員会を開催いただくというご決定をいただきまして、一個懸念事項として、松田委員のほうが議会監査の関係でもしかしたらそのあたり日が読めないということがありましたけれども、それはどのあたりになれば、確認させていただければ分かるような感じですかね。例えば議会事務局のほうにでも。
松田委員	今月の終わりが初めての例月監査がありますので、そのときには日程が分かると思います。29日には分かると思います。
松井事務局長	29日にはですか。そうしたら月末にでも精華町議会事務局のほうへ松田委員の予定ということで確認させていただければ、12日は確定すると。もしも万が一それで12日がバッティングするのであれば、委員長と調整させていただいて、委員の皆様にも再度連絡するというような形ということではよかったですか。
宮嶋委員長	決算監査というのだったらかなり日が続きますよね。
松田委員	いや、まずは例月なんです。

宮嶋委員長	例月だけの話ですか、今の7月の12日というのは。7月の12日に当たるかも分らないと言っているのは決算監査。
松田委員	決算審査ですね。 いや、だからこちらの日程があればそこはちょっと飛ばしていただくという努力もしないといけないので、それは、その際についてはまたちょっと事務局と。
宮嶋委員長	では、それはちょっと松田さんのほうで、この日は議運の委員会が入っているということをお願いしていて、できるだけ外していただくと。
松田委員	それはします。
宮嶋委員長	<p>分かりました。そしたら、事務局、よろしくお願いします。</p> <p>そしたら、皆さんのほうでもう一度再度確認しますが、7月12日の午前9時半ということでご準備をいただくと同時に、6月23日までに先ほど問題提起のあった2点について、あれば事務局のほうへ出していただくという点で確認しておきたいと思います。</p> <p>特にほかなければ終わりますが、よろしいですか。</p> <p>では、長時間ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を閉会します。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(14:30)</p>
	<p style="text-align: center;">この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: center;">委員長 _____</p>